

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害（視覚障害）は、既存の障害との加重により障害等級第 1 級に該当するとして、障害等級第 8 級として認定した原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社の倉庫整理のために物品解体中、金具の一部がはねて右目に直撃し負傷。「右眼球破裂」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 8 級に該当するとして、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、左眼の視力が子供の頃から悪く、今回右眼を負傷し、両眼ともほとんど見えない状態となってしまった。このため、障害等級第 6 級以上の決定を求めている。

### 3 原処分庁の意見

#### (1) 請求人に残存する右眼の障害

ア 視力障害の程度としては、光覚弁であり、ようやく明暗を弁ずることができる程度と判断できることから、失明しているものと認められ、「1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの」（障害等級第 8 級の 1）に該当する。

イ 視野障害としては、地方労災医員の意見書に添付された検査結果から、高度の視野狭窄が残存していると認められる。

ウ 調節機能障害としては、治癒時 74 歳であることから、年齢的に、もともと調節力は残存していないものと認められる。

#### (2) 既存の障害

「左眼が見えない」という自訴との間に医学的因果関係は認められず、被災当初から右眼の治療しか行われていないことから、左眼が見えないことの原因は不明と判断できるため、評価の対象としない。

以上より、監督署長は請求人に残存する障害の程度を障害等級第 8 級の 1 として認定した。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人に残存する障害

ア 右眼の視力障害について、地方労災医員は「光覚弁」と所見しており、認定基準上、「失明したもの」に該当する。

イ 左眼の視力障害について、健康診断報告書より、今回の負傷以前から視力は「0.1以下」と診断されていることから、既存障害として取り扱うべきものであり、その程度については、地方労災医員は「手動弁」と所見していることから、認定基準上、「失明したもの」に該当する。

ウ 上記ア、イより、現在の視力障害の程度は、「両眼が失明したもの」（障害等級第1級の1）に該当する。

エ 地方労災医員意見書及び健康診断報告書より確認できる既存障害は、左眼の視力障害であり、その程度は、「1眼が失明したもの」（障害等級第8級の1）である。

## (2) 結論

本件は加重に該当し、請求人に残存する障害の程度は障害等級第1級の1となる。

また、障害補償の額は、認定基準の定めにより、現在の身体障害の障害補償の年額（障害等級第1級 313日分）から、既存の身体障害の障害補償の額（障害等級第8級 503日分）の1/25を控除して得た額（292.88日分）となる。

したがって、監督署長が請求人に対してなした障害等級第8級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。